※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※　　※
※　　※
※　一般社団法人福岡県精神科病院協会定款　※
※　　※
※　　※
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第１章　総　　則

（名　　称）
第　１　条　この法人は、一般社団法人福岡県精神科病院協会 と称する。

（事 務 所）
第　２　条　この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市中央区清川三丁目14番20号に置く。

第２章　目的及び事業

（目　　的）
第　３　条　この法人は、精神科病院その他精神障害者医療施設（以下病院・施設という。）の向上と精神医療の発展を図るとともに、精神保健福祉思想の啓発普及を行い、もって地域社会の精神的健康増進に寄与することを目的とする。

（事　　業）
第　４　条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 病院・施設の管理及び運営の改善に関する事業
(2) 精神科医療の発展に関する事業
(3) 精神保健福祉思想の啓発及び普及に関する事業
(4) 病院施設及びその関連事業のうち精神保健福祉に関連あるものの調査研究及びその助成表彰に関する事業
(5) 精神障害者看護に従事する看護師の育成及び補習教育に関する事業
(6) 関係職員の教育、指導及び表彰に関する事業
(7) 精神保健福祉関係の雑誌、会報その他の刊行に関する事業
(8) 会員の福利厚生に関する事業
(9) 公益社団法人日本精神科病院協会及び九州精神病院協会が福岡県内において行う前各号に掲げる事業に対する協力に関する事業
(10) その他この法人の目的達成に必要な事業

第３章　社　　員

（法人の構成員）
第　５　条　この法人に次の会員を置く。
(1) 正会員　　福岡県内の精神科病院、その他の精神障害者医療施設若しくは精神科診療所の医師たる開設者、管理者若しくはその病院を代表する者又は総合病院等の精神科医長
(2) 特別会員　この法人に功労があった者、又は学識経験者で理事会で推薦し、社員総会の承認を得た者
２．　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会　　費）
第　６　条　正会員及び特別会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、特別会員については、理事会の承認を得て会費を免除することができる。

（入　　会）
第 7 条　正会員として入会しようとする者は、所定の様式による申込書に、別に理事会で定める入会金を添えて理事会に提出しなければならない。

（退　　会）
第 8 条　正会員又は特別会員が退会しようとするときは、書面でその旨を理事会に届け出なければならない。
2．　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
(1) 第５条第１項第１号に該当しなくなったとき
(2) 死亡したとき
(3) 除名されたとき

（除　　名）
第 9 条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、出席正会員の３分の２以上の同意を得て、これを除名することができる。
(1) １年以上会費を納入しないとき
(2) この法人の名誉をき損し、又は本会の趣旨に反する行為をしたとき
2．　除名しようとするときは、除名の決議を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品等の不返還）
第 10 条　退会し、又は除名された会員であったものが既に納入した会費、入会金その他の会員としての義務に基づく金品は、これを返還しない。

第４章　社　員　総　会

（構　　成）
第 11 条　社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

（権　　限）
第 12 条　社員総会は、次の事項について決議する。
(1) 正会員の除名
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5) 定款の変更
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　　催）
第 13 条　社員総会は、定時社員総会として毎年度5月1回に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　　集）
第 14 条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2．　総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議　　長）
第 15 条　社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議 決 権）
第 16 条　社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決　　議）
第 17 条　社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
２．　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(1) 正会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項
３．　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（書面表決等）
第 18 条　総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、書面表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

（議 事 録）
第 19 条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２．　議事録には、議長及び出席した会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第５章　役　　員

（役員の設置）
第 20 条　この法人に,次の役員を置く。
(1) 会長　　1名
(2) 副会長　　2名以上3名以内
(3) 理事　　11名以上15名以内（会長及び副会長を含む）
(4) 監事　　2名
２．　前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第 21 条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
２．　会長及び副会長は、理事会の議決によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第 22 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2．　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）
第 23 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2．　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）
第 24 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2．　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3．　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4．　理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第 25 条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報 酬 等）
第 26 条　理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第６章　理　　事　　会

（構　　成）
第 27 条　この法人に理事会を置く。
2．　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　　限）
第 28 条　理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長及び副会長の選定及び解職

（招　　集）
第 29 条　理事会は、会長が招集する。
2．　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

（決　　議）
第 30 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2．　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議 事 録）
第 31 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２．　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　資産及び会計

（事業年度）
第 32 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業報告及び決算）
第 33 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6) 財産目録
２．　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置きするとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。
(1) 監査報告

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第 34 条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第 35 条　この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配）
第 36 条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）
第 37 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公 告 の 方 法

（公告の方法）
第 38 条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第１項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2　この法人の最初の会長は 冨松　愈 とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成28年4月1日

上記は当法人の定款である。

一般社団法人福岡県精神科病院協会

代表理事　　冨松　愈